3 2 救急災害用医薬品等備蓄事業補助金交付要綱

【健康福祉局保健医療政策部災害医療対策担当】

(目的)

第1条 この要綱は、市民医療確保の一環として、公益社団法人川崎市病院協会(以下「病院協会」という。)が行う災害時用の医薬品及び衛生材料等を備蓄する事業(以下「補助事業」という。)に対し補助金を交付し、もって災害時における罹災患者の応急医療を確保することを目的とする。

(補助の対象経費等)

- 第2条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、医薬品及び衛生材料の購入費とする。 ただし、独立行政法人労働者健康安全機構及び川崎市長が開設者となっている病院に備蓄するための 経費は、補助の対象としない。
- 2 補助金の額は、前項に規定する補助の対象となる経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内で市 長が定めるものとする。

(交付の申請)

第3条 病院協会は、補助金の交付を受けようとするときは、救急災害用医薬品等備蓄事業補助金交付申請書(第1号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付の決定等)

- 第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付及び当該補助金の交付額(以下「交付決定額」という。) を決定したときは、救急災害用医薬品等備蓄事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、病院協会に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないと決定したときは、救急災害用医薬品等備蓄事業 補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、病院協会に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(交付の方法)

第5条 市長は、前条第2項の規定による通知の後、交付するものとする。

(変更の承認等)

- 第6条 病院協会は、次の各号の一に該当する場合は、救急災害用医薬品等備蓄事業変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)により、速やかに市長に届け出て承認を受けなければならない。
 - (1)補助事業の内容又は第3条に規定する申請書の記載事項を変更しようとするとき。(軽微な事項であると市長が認めるものを除く。)
- (2)補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 病院協会は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第7条 病院協会は、補助事業により備蓄した医薬品等をその目的に従って使用した場合は、災害時医薬品等使用状況報告書(第5号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、補助事業の適正な運用を期するため、必要に応じて、病院協会から補助事業の状況の報告 を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第8条 病院協会は、補助金の交付を受けた日の属する市の会計年度が終了した日の翌日から起算して 30日以内に、救急災害用医薬品等備蓄事業実績報告書(第6号様式)に市長が必要と認める書類を 添えて、補助事業の実績を市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告書を受理したときは、当該報告書の内容を審査し、報告に係る 補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該 報告書に基づき、第2条の規定による補助の対象となる経費の2分の1の額と第4条第2項の規定に よる交付決定額とを比較して、いずれか低い額をもって交付すべき補助金の額(以下「交付確定額」 という。)を確定し、救急災害用医薬品等備蓄事業補助金交付確定通知書(第7号様式)により、病院 協会に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

- 第10条 市長は、病院協会が補助金の決定の内容若しくは、これに付した条件に違反したとき、又は 他の目的に使用したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (返還)
- 第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、第9条の規定による交付確定額を超えて既に補助金が交付されているときは、当該交付確 定額を超える部分に係る補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の整理)

第12条 病院協会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に係る証拠書類を整理し、当該年度に係る補助事業完了後5年間保管しなければならない。

附則

この要綱は、昭和55年10月15日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。(昭和55年10月 55川衛地第268号)

(中略)

この改正要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。